



平成 27 年 5 月 22 日

各 位

住 所 静岡市清水区天神二丁目 8 番 1 号  
 会 社 名 静 甲 株 式 会 社  
 代 表 者 名 取 締 役 社 長 鈴 木 恵 子  
 (JASDAQ・コード番号: 6286)  
 問 合 せ 先 常 務 取 締 役 鈴 木 孝 明  
 T E L 054-366-1106

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 22 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 113 回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1 変更の目的

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結できる会社役員~~の範囲~~が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第 25 条(取締役の責任免除)及び第 33 条(監査役の責任免除)の規定を変更するものであります。なお、定款第 25 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除)            第 25 条 (省略)            2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外</u>取締役との間に、その会社法第 423 条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定できる契約を締結することができる。</p> <p>(監査役<del>の</del>責任免除)            第 33 条 (省略)            2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、その会社法第 423 条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定できる契約を締結することができる。</p>	<p>(取締役の責任免除)            第 25 条 (現行のとおり)            2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役<u>(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、その会社法第 423 条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定できる契約を締結することができる。</p> <p>(監査役<del>の</del>責任免除)            第 33 条 (現行のとおり)            2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、その会社法第 423 条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定できる契約を締結することができる。</p>

#### 3 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 27 年 6 月 26 日

定款変更の効力発生日

平成 27 年 6 月 26 日

以 上